

避難計画に関する追加質問（4月8日）と滋賀県の回答（5月10日）

1. 4月8日の中日新聞では、「避難計画を立てる際、福井県からも住民の四割程度が入ってくる想定で試算してある」と述べ、大幅な避難計画の見直しは不要とした」と報道されています。

(1) 4割程度というのは、嶺南4市町の内、具体的市町が想定されているのですか。

【回答】

平成25年度、滋賀県は原子力災害時の避難に要する時間を推計しており、その際、福井県の影の避難および計画外流入の対象市町として、地理的に滋賀県に近い小浜市、美浜町、若狭町を想定しています。

本来、これらの市町の住民は国道27号等により兵庫県等に避難しますが、避難に要する時間を推計する際は一部の住民が行政の指示に従わずに避難すると仮定することとされており、今回の推計では40%の住民が行政の指示に従わないと仮定し、このうちの半分が滋賀県に流入すると仮定しています。

(2) 4割程度の根拠は何ですか。

【回答】 行政の指示に従わずに避難する者の割合（40%）は、原子力規制庁および独立行政法人原子力安全基盤機構の助言に基づき設定しました。

2016.4.8 避難計画を案ずる関西連絡会